

23国際第579号

関税割当公表第64号

経済連協定に基づく平成23年度の関税割当公表の一部改正について

農林水産省組織令の一部を改正する政令の施行に伴い、経済連携協定に基づく農林水産省の所掌事務に係る物資の関税割当制度に関する省令第5条の規定に基づく平成23年度の関税割当公表について、平成23年2月17日付け22国際第919号関税割当公表第5号から第14号、第19号から第21号、第23号から第27号、第29号、第32号、第33号及び第36号から第38号までの一部を下記のとおり改正し、平成23年9月1日から施行する。

平成23年8月31日

農 林 水 産 省

記

1. 平成23年2月17日付け22国際第919号関税割当公表第5号から第11号まで、第14号、第19号から第21号まで、第25号、第26号及び第29号の規定中「生産流通振興課」を「農産部園芸作物課」に改める。
2. 平成23年2月17日付け22国際第919号関税割当公表第12号、第13号、第23号、第24号、第27号、第32号及び第33号の規定中「生産流通振興課」を「農産部地域作物課」に改める。
3. 平成23年2月17日付け22国際第919号関税割当公表第36号から第38号までの規定中「総合食料局食品産業振興課」を「食料産業局食品製造卸売課」に改める。